



1999
SEPTEMBER

9



ジュニアパイレーツ



伊方堂々大鼓ジュニア



活魚のつかみどり

きなはいや伊方まつり

～10周年を迎え、ますます盛大に～

ikata

PUBLIC RELATIONS No.448

伊方まつり'99



7月24日(土)、25日(日)、きなはいや伊方まつり'99が開催されました。

24日(土)は町民グラウンドで、「つくって飛ばそうポトルロケット」が行われ、自作ロケットによる飛距離を競いました。また、町民会館大ホールでは、「きなはいや映画祭」、「真夏の夜の和太鼓」があり、親子で楽しめる映画や、伊方堂々太鼓などの演奏が行われました。

25日(日)は、伊方中学校グラウンドを主会場に各種イベントが催され、好天にも恵まれ約2万1000人が来場しました。

昨年に続いて今回も、姉妹縁組をしている北海道泊村の小学生が来町、町内の小学生と交流し、親睦を深めました。同じく姉妹縁組をしている米国レッド・ウイング

市の中高生もホームステイを兼ねて参加、ホストファミリーや町内の中学生らと交流を深めていました。

「子ども相撲教室伊方場所」は、今年も元麒麟児の北陣親方を招いて行われ、チビッコ力士の奮闘に、大きな声援が飛び交っていました。

新しいイベントのきんまレースや、恒例となった活魚のつかみどりにも大勢の参加がありました。

花火大会は、「伊方おどり」、「堂々太鼓」の演奏の後、湊浦埋立地から1500発の花火が威勢よく打ち上げられ、約1万8000人の観衆を魅了しました。

7月31日(土)は、九町漁港ふれあい広場で「ふるさと歌まつり」が開催され、カラオケショーなどが行われました。





きなはいや



入るかな?



ロボコンショー



ハッケヨイ、ノコッタ



ステージ前の大観衆



寄り切れるか?



うっちゃり

<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 位 堀田知成 (伊方小) ・ 3 位 小林祥太 (二見小) ・ 準優勝 徳田幸彦 (九町小) ・ 優勝 福田利郎 (伊方小) ○ 6年生の部 ・ 3 位 高村太地 (九町小) ・ 3 位 山下太士 (二見小) ・ 準優勝 大橋健司 (九町小) ・ 優勝 岡崎 晃 (豊之浦小) ○ 5年生の部 ・ 3 位 松沢広明 (伊方小) ・ 3 位 武内幸重 (有寿来小) ・ 準優勝 上田光寛 (二見小) ・ 優勝 井上航太 (豊之浦小) ○ 4年生の部 ・ 3 位 渡辺雅之 (九町小) ・ 3 位 岡崎潤也 (豊之浦小) ・ 準優勝 山藤雄麻 (伊方小) ・ 優勝 松岡寛也 (伊方小) ○ 3年生の部 〔個人戦〕 ・ 3 位 伊方小学校 A ・ 準優勝 二見小学校 A ・ 優勝 豊之浦小学校 〔団体戦〕 	<h2>子ども相撲教室</h2> <h3>伊方場所の結果</h3>
---	-----------------------------------

介護保険

来年4月から

介護保険ってどんな制度？

介護保険の ねらい

- ①介護を必要とする状態になっても、自立した生活ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。
- ②身近なケアプラン作成事業者に相談すれば、これまで福祉と医療に分かれ、窓口も別々で利用しにくかった介護サービスを総合的に受けられる利用しやすい仕組みです。
- ③社会保険の仕組みにより、受けられる介護サービスと保険料との関係が分かりやすい仕組みです。

介護保険の あらまし

- 制度の運営主体（保険者）は、市町村です。
- 制度のスタートは、平成12年4月からです。
- 「要介護認定」の申請は、平成11年10月からはじまります。
- 介護保険に加入するのは、40歳以上の方です。
- 寝たきりや痴呆などの場合にサービスが受けられます。
 - ・65歳以上の方（第1号被保険者）
常に介護を必要とする状態（要介護状態）や、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった場合にサービスが受けられます。
 - ・40歳から64歳までの方（第2号被保険者）
初老期の痴呆、脳血管疾患など老化が原因とされる病気により要介護状態や要支援状態になった場合にサービスが受けられます。
- サービスに要する費用は、公費と被保険者が納める保険料によってまかなわれます。介護保険からサービスを受けたときは、1割の利用料を負担していただきます。また、施設に入る場合には食事代の一部なども負担することになります。



3

サービスの利用

要介護度が決まったら、サービスが始まります。
※要支援の人は原則として施設サービスの給付はありません。

ケアプランの作成
(本人や家族または介護支援専門員が作成)

在宅サービス
施設サービス

不服申し立て

介護保険審査会

判定結果に不服などがある場合には、
介護保険審査会に不服申立をすることができます。

在宅サービス

施設サービス

- 家庭を訪問するサービス
ホームヘルパーや看護婦の訪問（訪問介護・看護）、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護など
- 日帰りで通うサービス
日帰り介護施設（デイサービスセンター）
- 施設への短期入所サービス（ショートステイ）
特別養護老人ホームや老人保健施設などへの短期入所
- 福祉用具の貸与や住宅の改修 など
車いす、特殊寝台などの貸与、入浴用いすなどの購入費の支給、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修費支給
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
※平成12年4月の介護保険の施行日に、すでに特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）に入所している人で、自立または要支援と判定された人については、施行後5年間に限り、引き続き入所することができます。
- 介護老人保健施設
- 介護医療型医療施設

もうすぐはじまります

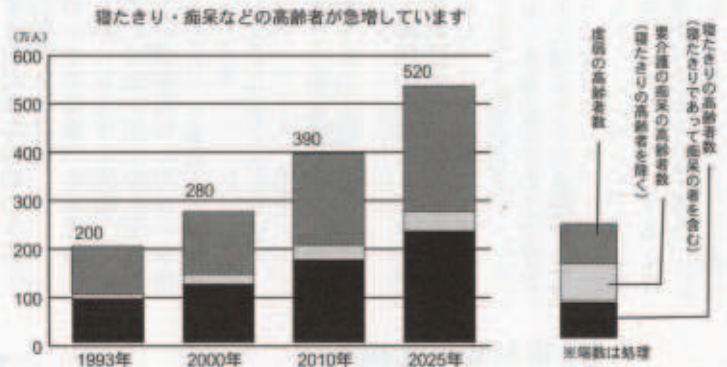
▶ 10月1日から「要介護認定」申請受け付け開始

介護保険制度が必要なワケ！

わたしたちはいま高齢社会のなかにあり、21世紀の半ばには3人に1人が高齢者という時代を迎えようとしています。

寝たきりや痴呆の高齢者が増える一方で、介護する人も高齢になり、また働きに出る女性も増えるなど家族だけで介護することは難しくなっています。

介護はだれでもが直面する問題になっています。そこで、介護を社会全体で支える「介護保険制度」が生まれました。



まずは要介護認定の申請から

介護保険からサービスを受けるためには、寝たきりや痴呆などサービスを受けられる状態かどうかの認定（要介護認定）を受けることが必要です。市町村に申請（10月1日から受け付け開始）すると、原則として30日以内に結果が通知されます。

要介護認定では、寝たきりや痴呆など介護が必要な状態かどうかだけでなく、介護の手のかかり具合（要介護度）も判定します。要介護度により、在宅サービスを受けられる額や、施設に入った場合のサービスの額が異なります。

《介護サービスを受けるまでの手続きの流れ》



児童扶養手当制度

【制度の目的】
父と生計が同一でない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促すため、児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

【支給要件】

手当は、父と生計が同一でない児童を母が監護するとき、または母以外の者が児童を養育するとき、その母または養育者に対し支給されます。

一、手当を受けることができる人

- イ 国籍は問わない
- ロ 日本国内に住所を有する
- ハ 公的年金給付（老齢福祉年金を除く）を受けていない（ただし、金額を控除しは可）

これを監護し、かつ、その生計を維持している。

二、手当の対象となる児童

- イ 国籍は問わない
- ロ 日本国内に住所を有する
- ハ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
- ニ 20歳未満の一定の障害のある児童
- ホ 次のいずれかに該当する児童

父母が婚姻（婚姻の届出をしてないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）を解消した児童

父が死亡した児童

父が重度の障害の状態にある児童

父の生死が明らかでない児童

父が引き続き1年以上遺棄している児童

父が引き続き1年以上拘禁されている児童

母が婚姻（婚姻の届出をしてないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）により、未婚の母子の方で子が

た児童（いわゆる未婚の母）

※制度改正により、未婚の母子の方で子が父親に認知された場合も手当を受けることができるようになりました。

H Gに該当するかどうか明らかでない児童

但し、児童が次に掲げるいずれかに該当するとき

は、その児童については手当は支給されません。

（1）父または母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができる（ただし、金額を控除しは可）

【所得制限限度額表】

扶養親族の数	申請者		扶養義務者
	全部支給	一部支給	全部支給
0人	458,000	1,540,000	2,360,000
1人	904,000	1,920,000	2,740,000
2人	1,326,000	2,300,000	3,120,000
3人	1,748,000	2,680,000	3,500,000

- (2) 父または母の死亡について労働基準法等による親族補償等の給付を受けることができる
 - (3) 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっていない
 - (4) 里親に委託されている
 - (5) 児童福祉施設等に入所している
- 【所得制限】**
手当を請求する人の前年（1月から6月までに請求する人については、前々年）の所得が、一定額以上あるときは、手当は全額または一部の支給が停止されます。
- また、手当を請求する人と生計を同じくする配偶者及び扶養義務者（兄弟姉妹及び直系血族）の前年（1月から6月までに請求する人については、前々年）の所得が一定以上あるときも手当は全額支給されません。
- なお、11年8月以降の月分の手当の支給に関する所得制限については、次のようになっていきます。
- （注）所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある者についての限度額は、左表の額に次の額を加算した額とする。
- ▼本人の場合は、
 - ①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
 - ②特定扶養親族1人につき15万円
 - ▼孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円

【手 当 額】

平成11年4月1日現在（単位 円）

	全部支給	一部支給
児童1人の場合	月額 42,370	28,350
児童2人の場合	月額 47,370	33,350
児童3人の場合	月額 50,370	36,350

4人目以上は児童が1人増えるごとに、月3,000円が加算される。

【手当の支給】

手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月分まで支給されます。

手当の支払いは、認定を受けた時期によって、郵便局振込（昭和60年8月1日以前に認定を受けている者）と銀行等口座振込（昭和60年8月1日以降に認定を受けた者）があります。

また、4月、8月、12月の11日（11日が金融機関休業日の場合は、その前営業日）にそれぞれ前月までの手当が支給されることとなっています。

なお、手当の支給を受ける権利は2年を経過したときは時効によって消滅しますので、注意してください。

【支給手続】

手当の支給は申請主義をとっており、手当を受けようとする方は、役場の窓口へ必要書類を添えて申請し、都道府県知事の認定を受けなければなりません。

○主な必要書類

- 一、児童扶養手当認定請求書
 - 二、請求者と対象児童の戸籍の謄本または抄本
 - 三、請求者と対象児童の属する世帯全員の住民票
 - 四、預金通帳の写し（口座振込先の確認に必要です）
- その他受給理由等により、上記以外の書類も提出していただく場合があります。

【手当の請求期限】

昭和60年8月1日以降に手当の支給要件に該当するようになった方については、支給要件に該当してから5年間が経過すると、手当の請求をすることができなくなります。

【罰 則】

偽り、その他不正の手段により手当を受けた場合、罰せられることがあります。

※ この制度について、おわかりにならないことやよくわしくお知らせになりたいことがありましたら、役場保健福祉課または、愛媛県児童福祉課へ問い合わせください。

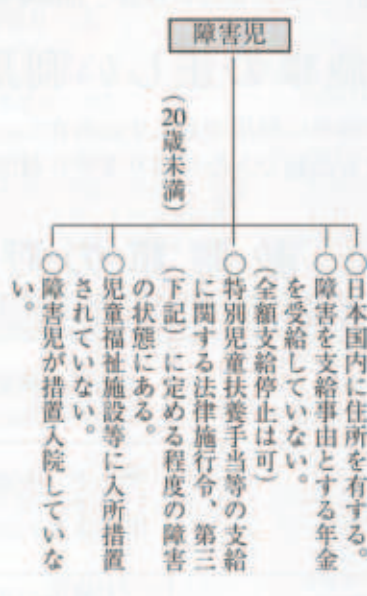
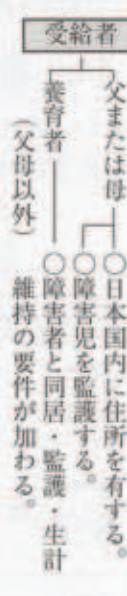
【特別制度】

ご存じですか？

【特別児童扶養手当制度の目的】
精神または身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図ることを目的としています。

【支給要件】

手当は、障害児の父もしくは母がその障害児を監護するときまたは父母以外の者が障害児を養育するとき、その父もしくは母または養育者に対し支給されます。



【支給手続】

手当の支給は申請主義をとっており、手当を受けようとする方は、市町村の窓口へ必要書類を添えて申請し、都道府県知事の認定を受けなければなりません。

- 主な必要書類
- 一、特別児童扶養手当認定請求書
- 二、請求者と障害児の戸籍の謄本または抄本
- 三、請求者と障害児の属する世帯全員の住民票
- 四、特別児童扶養手当認定診断書(省略できる場合あり)
- 五、振替預入請求書

(郵便局)：請求者名義のもの

【手当の支給】

手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月分まで支給されます。

手当の支払いに関する事務は、郵政大臣が行うものとされており、支払いは通常郵便貯金に振替預入されます。(全額国費)

12月期(8～11月分)	11月11日
4月期(12～3月分)	4月11日
8月期(4～7月分)	8月11日

※11日が日曜日もしくは土曜日または休日に当たるときは、その日の直前の営業日に支給されます。

【手当額】

手当額は法律で定められています。

重度の障害児(1級)	(平成11年4月1日現在)
1人につき：月額	51,550円
中度の障害児(2級)	
1人につき：月額	34,330円

【所得制限】

所得の高い者に対してまで手当を支給する必要は乏しいと考えられるので、所得制限が行われています。

(注)平成11年においては、所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある者についての限度額は下表の金額に次の額を加算した額とする。

- (1) 本人の場合
 - ① 老人控除対象配偶者または老人扶養親族 1人につき10万円
 - ② 特定扶養親族1人につき20万円
- (2) 配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

下表は、平成11年7月から平成12年6月までに申請のあった認定請求書及び平成11年度所得状況届に適用されます。

この限度額以上の所得がある場合、平成11年8月から平成12年7月までの間、支給停止となります。

平成11年 所得制限の限度額表 (単位 円)

扶養親族等の数	所得額	
	本人	配偶者及び扶養義務者
0	4,596,000	6,287,000
1	4,976,000	6,536,000
2	5,356,000	6,749,000
3	5,736,000	6,962,000
4	6,116,000	7,175,000
5	6,496,000	7,388,000
以下	380,000円加算	213,000円加算

- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第三(第一関係)
- (一級)
- ① 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
 - ② 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
 - ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ④ 両下肢のすべての指を欠くもの
 - ⑤ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑦ 両上肢を関節以上で欠くもの
 - ⑧ 体幹の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑨ 下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑩ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (二級)
- ① 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの
 - ② 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
 - ③ 平衡機能に著しい障害を有するもの
 - ④ そしやくの機能を欠くもの
 - ⑤ 言語または言語機能に著しい障害を有するもの
 - ⑥ 両上肢のおや指及びひよさし指または中指を欠くもの
 - ⑦ 両上肢のおや指及びひよさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑧ 上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑨ 上肢のすべての指を欠くもの
 - ⑩ 上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑪ 両下肢のすべての指を欠くもの
 - ⑫ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑬ 下肢の足関節以上で欠くもの
 - ⑭ 体幹の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活に著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - ⑯ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - ⑰ 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

お問い合わせ先
この制度について、くわしくお知りになりたいことがありましたら、役場保健福祉課または愛媛県障害福祉課にお問い合わせください。










— 9月9日は「救急の日」です！ —

「救急の日」は、皆さんに救急業務について正しい理解と知識を深めていただくために制定されました。

1. 救急車の正しい利用のしかた

救急車は誰でも119番さえ回せば簡単に利用できます。しかし、軽いケガや病気で救急車が出動すると、その間に事故が発生し重症患者が出ても出動できなくなります。救急車の安易な利用は避けてください。

2. 救急車の呼び方

消防署	あなた	ポイント
	 ダイヤル 1・1・9!	火事・救急・救助は「119」です。正確にダイヤルしましょう。
 119番消防署 火事ですか? 救急ですか?	 救急です!	まず、火事なのか、救急なのか、何が起こったのかを伝えます。
 場所はどこですか?	 伊方町 〇〇です!	八幡浜の消防署につながりますので、必ず場所は伊方町〇〇と答えてください。それから、近くの目標物（お寺の横など）を落着いて伝えます。「そんなことはいいから早く来て!」など、あわてる気持ちはわかりますが、場所が特定できれば、より早く救急車が出動できます。
 目標となる建物は ありますか?	 〇〇小学校の 東側です!	
 患者の状態は?	 子どもがひきつけを おこしています!	患者は何歳か、男性か女性か、また意識があるかどうか伝えます。そして、現在患者がどのような状態か、見たままの状態を話します。 病院は、かかりつけの病院を優先して手配しますが、八西管内の病院にしか搬送できないことを理解しておいてください。
※ 最後に自分の氏名と、119番を通報している電話の電話番号を伝えます。		

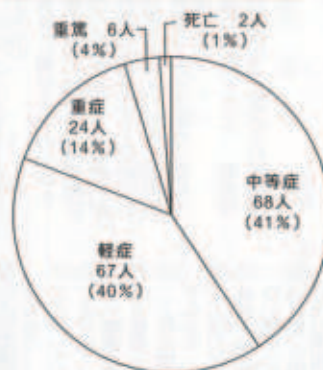
平成10年4月から携帯電話・PHSからの119番が、八幡浜地区消防署に入るようになりました。携帯電話・PHSからの通報は、電波の状況により通話が途切れる場合があります。一度つながったら、その場を動かないようにしてください。

◎サイレンが聞こえたら、できるだけ案内人を出して誘導し、到着した救急隊員に次のことを連絡します。

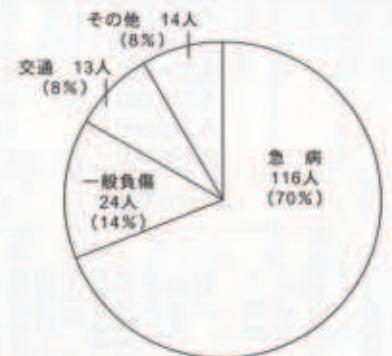
- 1 救急車が到着するまでの容態の変化。
- 2 あなたが患者のために行った応急手当の内容。
- 3 かかっている病気があればその病名、かかりつけの病院及び主治医名。

3. 伊方町における救急出動状況 (平成10年1月～12月)

傷病程度別搬送人員 (167人)



事故種別搬送人員 (167人)



八幡浜地区消防署第二分署・伊方町消防団



八西CATV職員募集

【職種及び採用予定人員】

企画、制作関係職員 1名

【受験資格】

- (1) 日本国籍を有する者。
- (2) 学歴 高等学校卒業以上の者
(平成12年3月卒業見込みの者)
- (3) 年齢 昭和47年4月2日以降に生まれた者。
八幡浜市、西宇和郡に平成11年9月1日前1年以上引き続き居住する者、または父母が八幡浜市、西宇和郡に平成11年9月1日前1年以上引き続き居住する者。

【給与及び勤務時間】

八幡浜市の職員に準ずる。

【勤務場所】

西宇和郡伊方町川永田1534番地
(財)八西地域総合情報センター

【受付期間】

平成11年9月1日(水)から平成11年9月24日(金)までの執務時間中(郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限る)。

【試験予定日】

- | | |
|---------------|------------|
| (1)書類選考 | 平成11年10月上旬 |
| (2)筆記試験及び面接試験 | 平成11年10月中旬 |
| (3)試験科目 | 一般教養、作文 |
| (4)合格発表 | 平成11年10月下旬 |

【申込方法】

受験申込書に必要書類を添えて情報センターへ提出。(受験申込書は(財)八西地域総合情報センターにあります。)

【必要書類】

- (1)履歴書(市販のものでよい)
- (2)卒業(見込)証明書及び成績証明書
- (3)公立病院による身体検査証
(平成11年9月1日以降検査のもの)

※応募方法、受験手続き等、くわしくは
(財)八西地域総合情報センター

(TEL: 38-2211) まで問い合わせください。

伊方町職員募集

【採用予定人員及び受験資格】

- 一般事務職 2名〔上級職(大学卒程度)〕
昭和45年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた者
- 保育士 1名〔中級職(短大卒程度)〕
昭和51年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれた者
で保育士の資格を有する者
- 看護婦・士 1名〔中級職(短大卒程度)〕
昭和34年4月2日以降に生まれた者で看護婦・士(正)資格を有する者

【受付期間】

平成11年9月14日(火)から9月21日(火)まで(執務時間中)受け付けます。なお、郵送の場合は、平成11年9月21日(火)までの消印のあるもの限り受け付けます。

【受験要件】

- (1) 日本国籍を有し、父母または本人が伊方町内に住所を有する者及び採用後伊方町内に居住する者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

【試験の方法等】

- (1)試験科目 教養試験・作文試験・面接試験・各種検査(事務適正検査、一般性格診断検査)

※保育士並びに看護婦・士については専門試験等を実施

- (2)試験日及び場所 平成11年10月24日(日)伊方町民会館

- (3)合格発表 11月下旬

【受験手続(申込用紙の請求)】役場総務課で交付します。郵便で請求する場合は、必ず80円切手をはった宛先明記の返信用封筒を同封してください。

【必要書類(受験日当日持参)】

- (1)履歴書 (2)卒業(見込)証明書及び成績証明書(開封無効) (3)身体検査証 (4)筆記用具・受験票(写真)

※保育士並びに看護婦・士については資格証明書が必要

【合格から採用まで】この試験の合格者は、伊方町職員採用候補者名簿に記載されます。この名簿は、平成12年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日から1年間です。

【その他】受験手続、その他問い合わせ先

〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦1992番地
伊方町役場総務課 電話 (0894) 38-0211



ほしづきよ。ほしづくよ、とも読みます。古くは月を、熟語の場合「つく」と読んでいたようです。

われの星 燃えてをるなり
星月夜 高浜虚子
風落ちて 曇り立ちけり
星月夜 芥川龍之介

ところで、星月夜とは、きれいな言葉ですが、どんな風情のことなのでしょう。これは、月の出ていない夜、満天の星の光で、まるで月夜のように明るい趣のことを言います。

秋の風情といえば、月明かり、虫の泣き声などのほか、読書で夜長を楽しむことを思い出します。また、秋は空気も澄んで、星もきれいに見えます。それでも星月夜を楽しめるのは、月の出ていない夜ですから、めったに出合えない貴重なことといえます。

高浜虚子が「われの星」と詠んだのは、自分の好み

星月夜

最近の町中では月の出ていない夜でも、(ネオン月夜)や「街灯月夜」が目立ちます。都会では、なかなか満天の星に親しめることが少なくなってきたのは、寂しいことです。

ところで、夏の暑さが去りほっとすると、疲れが出て体調を壊す人が多そうです。9月は「健康増進普及月間」です。健康づくりの三要素である栄養・運動・休養のバランスのとれた、健康的な生活習慣を身につけたいものです。

の星か、星占いの自分の星かは分かりませんが、星月夜にその星がひときわ明るく、燃えて見えるうれしさを詠んだのでしょうか。



国際化社会に 対応 米国から交流員を招へい

7月19日から1年間の予定で、企画財政課に「国際交流員」として田村エリシャさん（23歳）が配置されました。これは、国際化教育等に積極的
に取り組み、町民の国際理解の促進や人材の育成を図ることを目的としています。

エリシャさんは、アメリカ合衆国ミネソタ州ミネアポリスの出身で、自治省、文部省、外務省共同参画の「語学指導等を行う外国青年招致事業

（JETプログラム）による配置です。

職務内容は、国際交流関係事務の補助、国際交流協会の事業活動に対する助言、協力
などです。

エリシャさんに「伊方町の印象は？」と問いかけると、「海がキレイで、景色がとても良いところ、伊方町の人は親切な人ばかりです。」と、上手な日本語が、返ってきた。また、エリシャさんは、



三浦さんと打合せ中のエリシャさん（左）

みかんが大好物だそうです。で、本町にピッタリ合う国際交流員のようなようです。

平成11年度 母子家庭及び寡婦自立促進講習会受講生募集

- (科目) ホームヘルパー養成研修（3級課程）
- (講習期間) 平成11年10月20日（水）～12月16日（木）まで（9日間）
10月28日以降は毎週木曜日）午前9時から午後5時まで
- (受講対象者) 母子家庭の母及び寡婦 年齢はおおむね45才まで
- (募集人員) 20名（ただし、応募者多数の場合は選考のうえ決定します）
- (受講料) 無料
- (場所) 八幡浜市北浜1丁目3-37 八幡浜地方局会議室
- (申し込み) 10月8日（金）までに保健福祉課へ

愛媛県くらしのリポーター募集

県では、県民の皆さんの声を反映した消費者行政を一層推進するため、くらし（消費生活）に関する地域の情報を提供していただく「愛媛県くらしのリポーター」を次のとおり募集します。

- ◆活動内容
消費生活に関する地域住民の声を収集し、はがきで毎月2回報告、研修会等への出席など
- ◆応募資格
県内に在住の満20歳以上（平成11年4月1日現在）の方で、消費生活に関する諸問題に関心のある方（ただし、県職員及び県のモニター等を除く）
- ◆募集期限 平成11年9月20日（月）
- ◆募集人員 伊方町1人（県下全域で150名）
- ◆応募方法
所定の申込書（生活環境課に配置）に必要事項を記入のうえ、八幡浜地方局県民生活課に申し込む
- ◆任期
平成11年11月1日から平成13年10月31日まで（2年）
- ◆謝礼 月額5,000円以内
- ◆申し込み・問い合わせ先
〒796-0048 八幡浜市北浜1-3-37
八幡浜地方局県民生活課 24-3700

ねんきんコーナー

ちよつと待った!

ホントにいいんですか?

老齢基礎年金を受給できるのは、原則として65歳からですが、希望すれば60歳から繰り上げて年金を受給することができます。

しかし、繰上げ請求すると、次のような制約があります。

▼繰上げ受給を希望されたときの年齢によって、一定割合の額が一生涯支給停止されます。

▼厚生年金保険や共済組合から支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金または遺族厚生（共済）年金の支給が停止されます。（昭和16年

4月1日以前に生まれた方）

▼繰上げ請求後に判明した障害基礎年金の受給権は、原則として発生しません。

▼寡婦年金の受給権は、消滅します。

▼厚生年金保険や共済組合の被保険者（国民年金第2号被保険者）である期間は、年金が支給停止されます。（昭和16年4月1日以前に生まれた方）

▼国民年金の任意加入はできなくなります。
老齢基礎年金の繰上げ請求は、くれぐれも慎重にしてください。

司法書士・土地家屋調査士会

無料法律相談所の開設について

愛媛県司法書士会及び愛媛県土地家屋調査士会では、10月1日から、法の日の週間行事として司法書士・土地家屋調査士無料法律相談所を開設いたします。相談内容は、不動産の相続・売買・土地（測量・分合筆）・建物（新築・増築）などの登記に関するもの、供託の手續きに関するもの、訴訟手續き（書類作成等）に関するもの、などを中心に関連するさまざまな相談もお受けします。

日時 平成11年10月2日（日）
午前10時から
午後3時まで
（昼食時間の相談も可）

場所 町民会館
3階 研修室

なお、問い合わせは
愛媛県司法書士会八幡浜支部（☎24-4828）へ
愛媛県土地家屋調査士会八幡浜班（☎24-6027）へ

マーク プロフィール (51)



きなはいや小町
よねだ あかお
米田 亜佳音さん
(21歳)

- 住所 大浜
- 身長 162cm
- 体重 ? Kg
- 血液型 O 型

職業(勤務先)

伊方保育所 (保育士)

あなたの性格は?

元気もの

趣味、特技は?

映画鑑賞、スポーツ

今一番熱中していることは?

ドライブかな?

好きな異性のタイプは?

優しくて、スポーツ好き

将来の夢は?

すてきな保育士になること

伊方町をどう思いますか?

緑いっぱい、のどか

町づくりに対する希望、意見等をどうぞ

色々な行事を開催でき、誰でも参加できるような施設などあれば、楽しいと思います。

**9月は「障害者雇用
促進月間」です**

障害をもつ人々の雇用の促進につきましては、社会一般の理解が深まってきましたが、障害者が働く喜びを持って社会参加できるにはまだ多くの人々が就職の機会を待っております。

障害者の雇用や各種援護制度の活用については、公共職業安定所にお問い合わせください。

ハローワーク八幡浜
(八幡浜公共職業安定所)

☎ 22-4033

**佐々木さん(古屋敷)が
厚生大臣表彰受賞**

昭和55年から昨年までの18年間にわたって、民生児童委員として地域福祉の向上に貢献された功績に対して、佐々木重實さん(古屋敷)が厚生大臣表彰を受賞。8月3日(火)、役場で伝達式が行われました。

佐々木さんは、平成4年から伊方町民生児童委員協議会総務を務められ、組織の向上、発展にも尽力されました。

また、西宇和郡民生児童委員協議会長、愛媛県覚せい剤等薬物乱用防止推進員協議会副会長などを歴任されております。



**中央保健所及び
八幡浜地区食品衛生協会から**

9月1日から30日までの1ヶ月を「集団食中毒防止月間」と定め、全国一斉に食品による事故をなくす運動を、実施しております。

皆さん、農か健康な食生活を送るため

食品を扱う前には必ず手を洗いましょ。

食品は新鮮なものを選びましょ。

ねずみ、ゴキブリ、ハエ等の駆除をしましょ。

調理した食品はつとめて早く食べましょ。

食品の加熱は十分に行いましょ。

暴飲暴食はやめましょ。

食中毒の三原則(食中毒菌を付けない、増やさない、殺す)をきちんと守って食中毒を予防しましょ。

保健所及び食品衛生協会では、9月に多発する食中毒に対し、色々の行事を実施し、食中毒防止に努めていますので、ご協力をお願いします。



高齢者にかかわる悩みこと●判断力の衰え

Q 70歳になる母は、父が亡くなってからというものの毎日のようにアパートに出かけ、見境なく高価な商品をクレジットカードで買い込んでしまします。請求書がくると驚いて後悔するようですが、しばらくするとまた同じことを繰り返します。父が遺したお金も少なくなり、このままでは生活費にも事欠くようになるのではないかと心配なのですが...

**新たに発足する
成年後見制度を活用する**

A お母さんは、買い物をするときに寂しさを紛らわしているのではありません。その気持ちは分かりますが、後先考えずに欲しい物を買ってしまった(痴呆が始まった)疑いがあります。ご心配はもつとも、対策を考えなければならぬでしょう。

現行の制度では

現在、判断能力が衰えた人を保護するために、衰えの程度に応じて禁治産者、または準禁治産者とする制度があります。しかしこの制度では、衰えが軽い人の残っている能力を一律に奪ってしまうことになりかねません。また、適用を受けるにはお金と時間がかかる鑑定が必要で、戸籍に記載されるため家の恥になるといったためらう人も少なくありません。

せん。そこで、こうした点が見直され、新たな成年後見制度が発足することになりました(平成12年4月より施行予定)。

新たな成年後見制度では

一般に老人の能力は徐々に落ちていきますが、その進行は千差万別です。たいていのことは普通にできるのに、ある特定のことにについては判断能力を欠くという人もいます。そこで、多様な判断能力の状況に対応するため、これまでの禁治産者、準禁治産者という二類型を補助類型、保佐類型、後見類型という三類型とし、それぞれ補助人、保佐人、成年後見人をつけることになりました。判断能力の衰えが軽くて、特定の行為について補助を要する人は補助類型に当たります。どのような行為について補助を要するかは、本人の承諾を前提に家庭裁判所が決めます。

寂しさを理解する心がけを

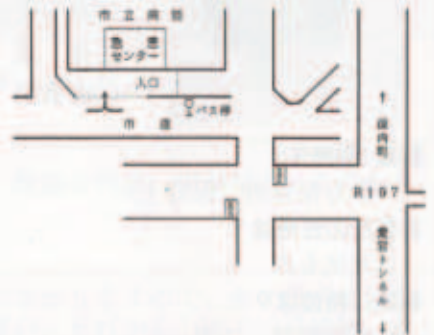
お母さんは見境なく高価な買い物をするだけで問題なのですから、恐らく補助類型に当たるとして、一定額以上の買い物には補助人の同意を要するとし、同意のない行為は取り消せるとすることになるでしょう。しかし、お母さんの能力がなるべく衰えないようにすること、そのために、お母さんの寂しさを理解して対応してあげることも必要なのではないでしょうか。



休日、夜間急患センター 移転のお知らせ

9月1日(水)から、急患センターは下図の場所へ移転します。

今までは、市立八幡浜総合病院の中まで入って利用していただきましたが、これからは、市道に面したバス停横で、利用していただきやすい場所になります。症状によって、市立病院での受診が必要な場合も、建物内部で移動ができますので、安心して、受診していただけます。なお、診療時間は今まで通りです。



(休日、夜間急患センター
☎24-1199)

まごころ銀行

ボランティア伊方(末光友幸会長)から、きなはいや伊方まつり'99に協賛し、7月25日(日)に開催された「チャリティ得々市」の全売上金3万8700円。商工会婦人部(二宮松枝部長)から3万円。

小中浦の吉本ミツコさんから、ご主人様のご逝去に伴う香典返しとして10万円。

田之浦の竹場淳さんから、ご尊父様のご逝去に伴う香典返しとして100万円。

古原敷の池田六郎さんから、ご尊父様のご逝去に伴う香典返しとして10万円。

川永田の菊池和彦さんから、

ご尊父様のご逝去に伴う香典返しとして20万円。
町では早速、まごころ銀行に預託、有意義に活用させていただくことにしました。紙上から厚くお礼申し上げます。

お礼

静岡県駿東郡長泉町にお住まいの加藤福美さん(大浜出身)から1万円。

大阪府枚方市にお住まいの畑中正行さん(仁田之浜出身)から1万円。

それぞれ広報編集費用にとご寄付いただきました。

紙上から厚くお礼申し上げます。

町内の交通事故

(平成11年8月1日現在)

発生件数.....17件(7月.....2件)
負傷者数.....32人(7月.....6人)

最近10年間に交通事故による死傷者数は約30%増加し、昨年はほぼ100万人に達しました。これは史上最悪の数字です。近年の交通事故の特徴としては、自動車乗車中の死傷者が全体の約60%を占めていることが挙げられます。
シートベルト、チャイルドシートを正しく着用して、安全運転を心がけましょう。

伊方・町見駐在所

人の動き

平成11年8月1日現在

世帯数2,548世帯(+2世帯)

人口 7,043人 {男3,411人(+5人)}
(+1人) {女3,632人(-4人)}

えんむすび
(7月受付分)
氏名 本籍地

お誕生おめでとう
よい子に
育ってください
(7月受付分)
保護者 続柄 児名

おくやみ
(7月受付分)
死亡者 年齢 住所

※広報に載せて欲しくない人は、事前にお知らせください。

9月21日~30日
秋の全国交通安全週



チャイルドシートは
子どもを事故から
守る命綱

地域振興券の使用は9月9日まで!

3月10日から交付された地域振興券の利用状況は、7月末で、国費対象分37,197枚(交付枚数の80.3%)、町単独分11,814枚(同75%)となっています。振興券は町内131事業所で使用できますが、使用期限が9月9日(木)までとなっておりますので、早めに使用するようにしてください。

ホームページアドレス
<http://www.shikoku.ne.jp/ikata/>
E-mailアドレス
kikaku@ikata.shikoku.ne.jp

発行/伊方町 〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1992
編集/総務課行政係 ☎(0894) 38-0211 FAX38-1373
印刷/株豊豫社 八幡浜市松柏 ☎(0894) 22-0144

わたしたちの街に新しい発見

ふ♥れ♥あ♥い

いかた

■ 教育だより

発行 / 伊方町教育委員会 編集 / 生涯学習課 印刷 / 陶豊豫社



アイスリンク

パークゴルフ

今月の主な紙面

- 泊村子供親善大使との交流
- 小学生！北海道泊村等へ研修
- 桂文珍独演会
- ボランティアバンクの登録・活用
- 愛媛夏季大学開催
- スポセンだより
- テレビ愛媛杯小学生相撲大会
- 町見郷土館から
- 同和教育シリーズ
- 川柳・俳句クラブ
- “もの。”が語る伊方の歴史
- 図書室だより

毎月第2日曜日は「家庭の日」です。

9月のテーマ

“お年寄りや目上の人を大切にしよう”

(実践方法)

- お年寄りを囲んで、若い頃の苦勞話や昔話に耳を傾け、お年寄りへの理解と敬愛を深めよう。

泊村子供親善大使との交流

7月25日(日)に姉妹町村締結の北海道泊村から来ていた子供親善大使の小学校6年生20名と伊方町内小学校5・6年生24名の青少年交流事業として、文化及び人的交流を通じて幅広い見識や行動力のある人材育成を図ることを目的として、きなはいや伊方まつり99を5班に分かれて散策しながら一緒に楽しみ

ました。
この日は、絶好の真夏日和だったせいか、子供親善大使の皆さんはこの暑さに負けて終始日陰で休んでいたようです。
友達になった人の住所交換等をしたりして、参加した子どもたちも充実した日となっていました。

小学生！北海道泊村等へ研修

8月2日(月)から4日(水)の2泊3日で、町内各小学校6年生15名と随行者3名の計18名が北海道泊村等へ研修に行きました。

泊村では、地元小学6年生18名と一緒にパークゴルフ・アイスクレーターの体験、ウニ・アワ

ビの養殖場の見学などの貴重な体験学習や泊村小学生とのふれあいを深める充実した研修となりました。

他の研修先でも十分楽しんでいたようで、夏休みの楽しい思い出の一つとなったことでしょう。



桂文珍 独演会

テレビ等でお馴染みの桂文珍師匠は、上方お笑い大賞(読売テレビ)で金賞の受賞をはじめ、花王名人大賞最優秀新人賞等多数の受賞をしておられ、また、「落語的学問のすずめ」等沢山の著書を出版しています。

現在、関西大学文学部国文学科非常勤講師としても活躍し、NHKの「クイズ日本人の質問」をはじめとするレギュラー番組に出演し多忙な日々を送っています。

とき9月5日(日)
開演午後1時30分
ところ伊方町中央公民館
4F大ホール

入場料(8月1日より発売中)
一般 2000円
中学生以下1000円
入場券発売所
伊方町中央公民館
町見公民館
婦人会支部長宅

問い合わせ先
伊方町教育委員会生涯学習課
0894(38)0211

主催 伊方町、伊方町教育委員会、愛媛県、愛媛県教育委員会、(財)自治総合センター
後援 NHK松山放送局、NHKサービスマスセンター



ボランティアバンクの登録

活用をしてみませんか?

伊方町生涯学習課では、「いかた ゆめ・未来バンク」と称して、町内の様々な分野で活躍している(又、活躍していた)優れた指導者・技能者を発掘し、その豊かな知識や技能を活用し、いきがいと魅力ある町づくりを進めていきたいと考えております。
是非、この機会に自分たちの加入している組織、グループからの人材発掘、登録。ま



生涯学習キャラクター
まなビーくん
問い合わせ先
伊方町教育委員会
生涯学習課TEL (38) 0211

9月 すぽせんだより

水中ウォーキング & 水中ストレッチ 教室開催

内容	水の特性(抵抗・浮力・水圧・水温)を利用して楽しく安全に運動不足やストレスを解消しましょう
期日	9/12, 19, 26 (毎週日曜日)
時間	14:00~15:00
対象者	一般成人男女
定員	20名(定員になりたい締め切ります)
場所	伊fasportsセンター内プール
料金	遊泳料のみ



なお、くわしいお問い合わせは下記にご連絡下さい。
 伊方町生涯学習課 ☎38-0211
 伊fasportsセンター ☎38-0776
 ☎38-1100



愛媛夏季大学開催

8月1日(日)伊方町中央公民館4階大ホールにて、アナウンサー小林完吾氏を講師に招き「明日からの自分の為に」―脳出血体験から―と題して、自らの体験を基に講演を行いました。

講演開始間もなく、ステージから客席へと移動し、客と一体となつて講話を続けられ、入場者一同終始笑いの絶えない講演となりました。

個人戦

- (3年生)
 「1回戦」
 松岡寛也(伊方) ●-○旗方 勤(石井東)
 岡崎潤也(豊之浦) ○-●大和田雅也(柏)
 山藤雄麻(伊方) ●-○田淵雄丹(平城)
 「2回戦」
 岡崎潤也(豊之浦) ●-○鎌谷勝輝(石井東)
 (4年生)
 「1回戦」
 宮谷隆義(伊方) ●-○岡本忠正(石井)
 井上航太(豊之浦) ●-○伊藤健太(道後)
 (5年生)
 「1回戦」
 牧田翔太(伊方) ○-●松本竜二(城辺)
 「2回戦」
 岡崎昇(豊之浦) ○-●坂本浅太郎(北灘)
 牧田翔太(伊方) ●-○中森紀之(石井東)
 「3回戦」
 岡崎昇(豊之浦) ●-○畠中 祐(窪田)
 (6年生)
 「2回戦」
 堀田知成(伊方) ○-●鈴木将也(三島)
 福田利郎(伊方) ●-○鹿島宏輔(城辺)
 「3回戦」
 堀田知成(伊方) ●-○崎岡秀壺(道後)

団体戦

	津島A	伊方	道後	城辺B	双葉B
津島A	-	1	1	0	0
伊方	4	-	1	4	2
道後	4	4	-	4	3
城辺B	5	1	1	-	0
双葉B	5	3	2	5	-
勝	4-0	2-2	0-4	3-1	1-3
星	18	9	5	13	5
順	1	3	5	2	4

テレビ愛媛杯 小学生相撲大会

8月8日(日)県総合運動公園相撲場において、99テレビ愛媛杯愛媛県小学生相撲大会が行われました。
 伊方町からも、きなはいや伊方まつり子供相撲大会で選抜された8名が出場しています。
 結果は、次のとおりです。

町見郷土館から

今夏の大雨の影響が多方面で心配されています。郷土館でも予定していた縄文土器の焼成ができなかったり、展示品にカビが生えたりで、気が抜けません。

さて、そんな中、郷土館のワークショップのひとつ、古文書勉強会が8月7日開講しました。伊方町のみならず、大洲や、八幡浜、三瓶の方からもお申し込み頂き、7名でのスタートです。

この勉強会は伊方町に関する江戸時代の古文書を扱い、くずし字と歴史の勉強法を学びます。そして、いずれはその成果を印刷物にしたいと思っています。途中からでもかまいません。参加されたい方は郷土館にお申し込みください。

〈文字〉は〈言葉〉を表現する道具です。〈言葉〉は〈こと〉の端々、〈こと〉に浮かんだ〈こと〉の端々しかありません。〈こと〉を表現するのは難しい。だからこそ、言葉や文字は大切にしたい。

古の人々のところに少しでも近づけたら、そんな勉強会にしたいと思っています。

同和教育シリーズ①⑦

私自身が変わることによって



丸い地球には多くの人間が存在しています。
そのすべての人間には、人としての心が与えられています。

そして、100人いれば100通りの生き方、1億人いれば1億とおりの見方、考え方があります。

丸い円を描いても、前後から見るとそれは円です。真横から見ると直線です。斜めから見ると、楕円です。どちらが正しいとは言い切れません。

しかしお互いの場所を変わってみると、どちらも間違いないということが分かります。

自分の見方・考え方だけで、偏見的・差別的な観念を持つことはどうなのでしょう？

1例を言葉から考えてみましょう。

「天上天下唯我独尊」という言葉があります。

ややもすると、この世で一番偉く、尊いのは私である、というように解釈されがちです。(釈迦が生まれたとき、一手は天を指し、一手は地を指し、七歩進んで、四方を顧みて言ったといわれている。宇宙間に自分より尊いものはない。)

この言葉を深く考えてみますと、「この世の中で私という人間は私一人、その私を大切に、そして現在生かされているのは、血を繋げて下さった父であり、母であり、先祖であり、周りの多くの人たちのお陰で

あり、自然の恵みがあるからである。だから、私を大切にすることと同じように、私以外の多くのものに感謝をし、大切にしなければならない。」と、言っていると思います。

このような気持ちで生きることができれば、差別や偏見が人間の心に棲みつくことはできないのではないのでしょうか。

しかし現実的には、人の心に偏見や差別心が棲んでいるのは否めません。

この、誰もが持つ心を変えていけるのは自分自身です。人の心は変えられないけれど、「私の心は変えていける」

人の口は止められないけれど、「私の口は止められる」

私一人が変わることによって、世の中から差別がなくなります。

個人の方で、大きな林や森はつくれないけれど、1本の木は植えることができるはずで

「私だけが植えても…」と、思わないで、「私も1本…」。

町民の皆さん一人一人が、差別をしない1本の木を植えることによって、素晴らしい人権の森が出来上がります。

私にできることから、はじめてみましょう。

俳句クラブ

土用干し色紙の文字は心かな	山田 正明
森深かき社にはやも蟬しぐれ	勇徳 憲市
あくたれを交す夫婦や熱帯夜	松田紋司朗
遠花火聞こえるのみの夏祭	中野 一男
朝涼し足どりゆるく万歩計	辻 成
朝焼やエンジン高く艘漁船	山田 弥生
閉校の深き眠りや蟬しぐれ	川崎 安子
踊り手をまねる身振りのあどけなき	山田美恵子
嫁してより葬いく度や盆燈籠	岩井ふみえ
植川で盆飯炊きし日は遠し	城岡さかえ
夜半の雨菊苗植えし日の安堵	山口 朝子
空蟬のしかと鈍れるアマリリス	広野 夏子
作り滝寿司やの小さき水の音	菊池あつ子
羽根づかいゆるく木の間の大揚羽	大沢 昭子
クツシヨンとなりし山路の竹落葉	林 そで子
川渡え憩ふひととき高笑ひ	川 縁 秀子
腹さめて慣れぬ暮らしや露しとど	志賀トモエ
萱茸の茶堂みどりの風とおる	樫尾 久恵
涼しさや夕べの渚真砂鳴る	古田かずゑ
月見草ナース朝毎圧測る	古田 しを
婆逝きて爺の残りぬ茄子の花	古田 和子
箸立し子らに届きし流し麵	岩見 愛子

“もの”が語る伊方の歴史

宇和の歴史文化博物館で、この夏「海道をゆく」と題して江戸時代の瀬戸内海交通の企画展がありました。(8月29日まで)

瀬戸内海は江戸時代のみならず、古代から時の政權にとつての生命線、交通の大動脈でもありました。伊方町にもその盛んな交易を示す古文書が残されています。

今月ご紹介する資料は、弘化二年(1845)8月29日に時の郡奉行星弥一兵衛から伊方浦庄屋に宛てた文書5通です。

当時、海上交通の取り締まりは厳しく、「船改め」といって積み荷や乗員の身元などが詳しく船ごとに調べられました。宇和島藩の船改めは佐田や日振の番所でなされていましたが、天明二年(1782)以降各浦の庄屋、横目が行い、郡奉行に報告していました。資料はその許可証だと思われまます。その一通を読み下しますと、



式枚帆老親芸州長吉船人数三人

松亀浦より積出船中改可被通者也

巳八月廿九日 星 弥一兵衛

伊方浦庄屋 柳吉との

同 横目 新五兵衛との

式枚帆は船の大きさ(今の小型漁船位でしようか)、芸州は

広島県、船主長吉と船員数、積み荷は松材で積み出しは亀浦からです。他の4通も同様の船で、大阪や広島船籍、積み荷も材木類で、積み出しは伊方越浦、亀浦となっています。

江戸後期、他国の船がたくさん来航し、また海産物を満載した伊方船籍の船が行き来する浦の賑わいが偲べれます。

図書室だより

夏、まつ盛りです。昨年比べて小・中学生の利用者が少なく、寂しい想いをしています。宿題が減って、海に山に元気に遊び回っているのならよいのですが。

購入図書をご紹介します。

- 沈まぬ太陽 (一)、(二)
- 山崎 豊子
- 朱房の鷹 泡坂 妻夫
- 文福茶釜 黒川 博行
- 草原の椅子 上・下 宮本 輝
- 裸足と貝殻 三木 卓

川柳クラブ

花道の手前に続くいはら道
七夕の笹吊る短冊形のみ
浴衣縫う親の教訓入れもして
無事祈る事故のニュースが気にかかり
甲子園試合選手が掬う砂
日焼止め塗ってプールに唯座り
ホームステイおろおろするは親ばかり
風呂場でも携帯電話かけている
雑草のたくまし大雨猛暑にも
押し売りに玄関払いの男靴
烏には勝てない私の寿命とは
茄子胡瓜素直に真直ぐ実らない
雨に濡れなお色香ます紫陽花は
仲人をして知りました人の道

田辺 進水
稲月シゲ子
菊池真志江
篠川佳津子
桜谷 環
中野みよ子
木下 一昭
上野 進
池田 君子
木戸恵津子
井上まさを
松坂 正子
門田 千枝
梶谷 芳泉

○東京育ちの京都案内

- 父 高田好胤 高田都耶子
- 母葉朱格 井上 朝子
- 十七歳 井上 路望

親娘揃つての出版です。二冊借りて、親子で交換して是非読んでみてください。

○ジョーダン アイヴィッド・ハルバースタム

それから、共同募金受配として児童図書をたくさん頂戴しました。

- のびのびのーん 川上 隆子
- もりへいったすとーぶ

神沢 利子・文
片山 健・絵

○まじよのかんづめ 佐々木マキ

○おこちゃん 山下 洋輔・文
○ちいさくになったパパ 柚木沙弥郎・絵
ウルフ・スタルク

ご利用、お待ちしております。



'99.9月



防災の日
(9月1日)



敬老の日
(9月15日)



十五夜
(9月24日)

10月 October

日	月	火	水	木	金	土
						1 2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

くらしのカレンダー

●…教育 ■…保健 ☆…衛生 ○…その他

月日(曜)	行事	月日(曜)	行事
9/1(水)	☆不燃物収集日(大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦) ○心配ごと相談・行政相談 (町民会館13:00~17:00)	16(木)	■リハビリ訪問(13:00~)
2(木)	☆不燃物収集日(河内、小中浦、中浦、川永田、有寿来地区)	17(金)	■リハビリ教室(保健センター13:00~15:30) ☆不用犬の回収日(役場、町見支所で受付)
3(金)	■リハビリ教室(保健センター13:00~15:30) ☆不燃物収集日(豊之浦、九町地区) ☆不用犬の回収日(役場、町見支所で受付)	18(土)	
4(土)	☆不燃物収集日(二見地区、九町越)	19(日)	●伊方小、水ヶ浦小、有寿来小、豊之浦小、九町小運動会
5(日)	■日曜検診(保健センター7:00~11:00) [受付……胃・大腸がん検診7:00~9:00、 結核・肺がん検診7:00~10:00、 基本検診、骨粗鬆症検診9:00~10:00、 婦人がん検診10:00~11:00]	20(月)	○集合徴収及び年金相談(役場住民課10:00~15:00、 町見支所10:30~15:00) ☆空缶収集日(川永田、豊之浦を除く伊方地区)
6(月)		21(火)	■1歳6ヶ月児健診(保健センター13:00~13:30) ☆空缶収集日(川永田、豊之浦、町見地区) ○人権相談(町見公民館13:00~16:00)
7(火)	■三種混合予防接種(保健センター10:30~11:00、 九町診療所13:15~13:30)	22(水)	■なかよし広場(保健センター9:30~11:30) ■育児相談(保健センター13:00~14:00) ☆発泡スチロール収集日(町内全域) ○心配ごと相談・行政相談(町見公民館13:00~17:00)
8(水)	■オレンジ会(オレンジ作業所9:30~15:00)	23(木)	🍁秋分の日 ☆空ビン収集日(川永田、豊之浦を除く伊方地区)
9(木)	■栄養学級④(町民会館9:30~13:00)	24(金)	☆空ビン収集日(川永田、豊之浦、町見地区) ○税の徴収(豊之浦集会所9:30~14:00)
10(金)		25(土)	
11(土)		26(日)	●二見小運動会
12(日)	●伊方中運動会 ○佐田岬メロディー市(きらら館10:00~)	27(月)	■健やか教室①(二見公民館10:00~14:00) ○税の徴収(向公民館9:30~12:00)
13(月)		28(火)	■三種混合予防接種(保健センター10:30~11:00、九町診療所 13:15~13:30) ■健康ひろば(新川会館13:30~15:00) ■栄 養学級⑤(町民会館9:30~13:00) ○税の徴収(大成老人想 いの家9:30~12:00) ○税の徴収(鳥津集会所13:00~15:00)
14(火)		29(水)	■三才児健診(保健センター13:00~13:30)
15(水)	🍁敬老の日	30(木)	■生き生きクラブ(ワークいかた13:00~15:00)